

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届のQ & A

Q：保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」とする。）の業務従事者届は必ず提出しなければならないのですか。

A：保健師助産師看護師法第33条で「業務に従事する看護師等は、2年毎の年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、翌年の1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。」とあり、この規定に違反した者は50万円以下の罰金に処する（保健師助産師看護師法第45条）と明記されています。
必ず、ご本人が内容を確認して提出してください。

Q：業務従事者届の対象者を教えてください。

A：対象者は、免許を取得し、看護師等の業務に従事している人です。看護師等の業務に従事していない方は届出の必要はありません。
また、12月31日現在、産前産後休暇、育児休業、介護休業等で休職している方や、長期研修中の方など、雇用関係がある方は対象者となります。

Q：籍に登録している氏名は旧字体（例：瀧澤）ですが、通常は新字体（例：滝沢）を使用しています。業務従事者届を新字体（例：滝沢）で記入してよいですか。

A：記入要領に「籍に登録されている氏名を正確に記入すること」とありますので、旧字体（例：瀧澤）で記入してください。

Q：住民票の住所と現住所が異なるのですが、どちらを書けばいいですか？

A：現住所を記入してください。住民票と異なっても構いません。

Q：免許の登録年月日がわかりません。

A：登録年月日は免許証に記載されていますが、再交付や書換え交付された場合は、免許証の裏に記載されている場合があります。免許証の発行時期によって記載場所が異なる場合がありますので、必ずお手元の免許証で御確認ください。

Q：免許証を紛失しました。登録番号や登録年月日の問合せ先を教えてください。

A：県庁や厚生労働省では、**看護師等の免許の登録番号、登録年月日の問合せには応じていません**。免許証を紛失した場合は、青森県健康医療福祉部医療薬務課（017-734-9291）で**免許証の再交付申請**を行ってください。

※保健師、助産師、看護師免許の再交付には時間がかかりますが、手続き中に登録済証明書発行を申請することで、登録年月日、番号などを先に確認することができます。

詳細はこちら→<https://confirmationdt.mhlw.go.jp/>

※提出期限までにわからない場合は、免許番号は空欄として、末尾の余白に「免許証再交付申請中」等と記載して提出してください。

Q：看護師と准看護師の免許を持っていますが、准看護師免許を紛失しました。准看護師の登録番号等を空欄で提出してよろしいですか。

A：免許所持者は、資格確認のため、いつでも免許証を提示できなければなりません。准看護師免許証を紛失した場合は、青森県健康医療福祉部医療薬務課で免許証の再交付申請を行ってください。

Q：保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を持ち、助産師と看護師の業務を行っています。現在、主に助産師の業務を行っている場合の届出について教えてください。

A：保健師、助産師、看護師及び准看護師の登録番号と、登録年月日を記入し、主たる業務を助産師として届出してください。

Q：看護師免許と介護支援専門員の免許を取得しており、現在、居宅介護支援事業所で介護支援専門員として勤務しています。業務従事者届は必要ですか。

A：現在の業務が看護業務と関係がある場合は、業務従事者届を提出してください。

Q：介護老人保健施設で、万が一の際に対応するため看護師として雇用されました。現在、介護職と同様の業務を行っていて、看護業務の実績はありません。業務従事者届は必要ですか。

A：業務実績に関わらず、雇用において求められる業務が看護業務に関わりのある場合は、業務従事者届を提出してください。

Q：同一法人が設置する特別養護老人ホームと居宅サービス事業所の2ヶ所で勤務しています。業務に従事する場所はどちらを記載すればいいですか？

A：複数の場所で勤務している場合は、主に従事している施設の分についてのみ記入して届出をしてください。

Q：業務に従事する場所について教えてください。

A：具定例を表にまとめましたので、参考にしてください。

種類	説明	場所	詳細	
病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者	01		
診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者(ただし、07の施設内、08の事業所内の診療所は含まない)			
有床	入院させるための施設を有する診療所(病床数19床以下)	02	ア	
無床	入院させるための施設を有しない診療所		イ	
助産所	医療法第2条第1項に規定する助産所において業務に従事している者			
分娩 取扱 有	開設者	助産所の開設の届出を行った者	03	ア
	従事者	03-1ア、03-1ウに該当しない者	-1	イ
	出張のみ	出張のみによって業務に従事しているものとして、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者		ウ
分娩 取扱 無	開設者	助産所の開設の届出を行った者	03	ア
	従事者	03-2ア、03-2ウに該当しない者	-2	イ
	出張のみ	出張のみによって業務に従事しているものとして、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者		ウ
訪問看護 ステーション	介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所(ただし、病院又は診療所を除く)において従事している者			
管理者	訪問看護ステーションに置かれる管理者である者	04	ア	
従事者	04ア以外の者		イ	
介護保険施設等	介護保険法において規定する施設又は事業所等に従事している者			
介護老人 保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設において業務に従事する者	05	ア	
介護医療院	介護保険法第8条29項に規定する介護医療院において業務に従事する者		イ	
指定介護 老人福祉施設	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事する者		ウ	

居宅サービス事業所	介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（ただし、訪問看護事業を除く）を行う事業所において業務に従事している者 例：訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売など	05	4		
居宅介護支援事業所	介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者		オ		
その他	05ア～05エ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者 例：地域包括支援センターなど		カ		
社会福祉施設		社会福祉法に規定する社会福祉施設（施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む）において業務に従事している者。ただし、01から05までに該当する場合を除く。			
老人福祉施設	老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者 例：入所定員20人以下の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、在宅介護支援センター等。 （有料老人ホームは含まない）	06	ア		
児童福祉施設	児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者 例：乳児院、保育所等		イ		
その他	06ア、06イ以外の社会福祉施設において業務に従事している者		ウ		
保健所、都道府県及び市町村					
保健所	保健所において業務に従事している者	07	ア		
都道府県	都道府県の職員であって、01～06、07ア以外の場所において業務に従事している者		イ		
市町村	市町村の職員（都道府県から派遣されたものを含む）であって、01～06、07ア以外の場所において業務に従事している者		ウ		
その他					
事業所	01から07、09に該当しない事業所（会社、工場、官公署、教育機関その他の事業所若しくは事務所（これらの事業所に設置される診療所を含む。）において、業務に従事している者（保健師であって衛生管理業務を併せて行っている者を含む。）	08			
看護師等学校養成所又は研究機関	文部科学大臣の指定した保健師学校、助産師学校、看護師学校若しくは准看護師学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所において従事している者及び看護に関する専門知識を用いて研究機関において従事している者			09	
その他	01から09に該当しない場所において業務に従事している者				

Q：フルタイム労働者とは何ですか。非常勤やパート職員なら、短時間労働者になるのでしょうか。

A：フルタイム労働者とは、1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の方を指します。非常勤職員の方であっても、同程度の労働時間の場合にはフルタイム労働者としてください。

Q：短時間労働者です。施設の就業時間は週38.75時間（38時間45分）ですが、私の所定労働時間は29時間です。常勤換算は何人になるのでしょうか。

A：29時間÷38.75時間=0.7483……人
小数点第2位を四捨五入するので0.7人となります。

Q：令和4年4月から就業し、今年の4月に現在の勤務場所に転勤になりました。従事期間は1年未満ですか。

A：設置主体が同じ場合（例：同一法人の設置する病院と老人保健施設）は、連続した勤務と見なしますので、従事期間は「2年以上」となります。しかし、設置主体が異なる場合（例：同一敷地内にあるが医療法人立と社会福祉法人立の施設）は、従事期間は「1年未満」となります。